

其、關聯書より見渡金として筆跡参照書三十五分の權一金一桂

其、新紙添書を本人の自由とする。大體は該紙の添書

三、本件に關し辯辨書を出さるるよう

四、添書辨辨の權としての趣意を以て善處せらるるよう

五、要求書を撤回し、關聯書の白紙一枚のよう

六、續次辨辨

七、次のである。

八、兩答の間を待て、金一桂の不承の辨辨を二十七日附紙表

を附録として直ちに山田、田村の關聯書を分譲し次のよう、田村

九、追加の權を以て要求する權を、翌二十七日午前十時迄回答を際

際、附録として人間の間を待たせよう

十、大體會同口、前木、兼及掛山、百兆を辯首せらるるよう

法人協同會福岡出張所

財團協同會福岡出張所

(百五十圓) 西部鑛山労働組合に對し金一封(百五十圓)を
支給すること。

以上